

南越清掃組合告示第 3 号

南越清掃組合管内におけるし尿収集及び運搬に係る基準額に関する要綱（平成20年南越清掃組合告示第5号）第2条の規定により、南越清掃組合管内におけるし尿収集及び運搬に係る基準額を定めたので、次のとおり公表する。

令和7年1月31日

南越清掃組合管理者 山 田 賢 一

南越清掃組合管内におけるし尿収集及び運搬に係る基準額

18リットルにつき176円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

適用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。